

令和 8年 6月 8日

学校法人江戸川学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人江戸川学園

監事

宮 口 義 史

監事

梅 澤 大

監査報告書

私たち監事は、私立学校法第52条第1号及び寄附行為第29条第1項第1号に基づき、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の、学校法人江戸川学園（以下、「学園」といいます。）の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査いたしました。その方法及び結果について、寄附行為第29条第1項第2号に基づき、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

- (1) 理事及び職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に務めるとともに、理事会及び評議員会その他重要な会議に出席し、理事及び職員から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類、学内諸規程、議事録等を閲覧し、学園の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を調査しました。
- (2) 私立学校法第36条第3項第5号の体制（以下、「内部統制システム」といいます。）の整備に関する理事会の決議の内容、内部統制システムの整備・運用の状況を調査し、理事及び職員から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (3) 会計監査人永和監査法人及び双葉監査法人から、その独立性に関する事項、会計監査に関する法令及び学内諸規程の遵守に関する事項、会計監査に係る契約に関する事項、会計監査人の職務の遂行が適正に行われるための体制に関する事項のほか、会計監査人の職務の執行の状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (4) 子法人である株式会社江戸川学園については、取締役との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて、子法人の事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。

2 監査の結果

(1) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

ア 会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

イ 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制は、相当であると認めます。

ウ 重要な後発事象として記載すべき事項はありません。

(2) 事業報告書及び附属明細書の監査結果

ア 事業報告書及び附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、学園の状況を正しく示しているものと認めます。

イ 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

ウ 内部統制システムの整備についての理事会の決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムの整備・運用の状況について、指摘すべき事項は認められません。

以上